

接続意向調査について

福岡県は接続意向調査 を強く求めている

平成22年10月19日

住民の接続意思は、水洗化率に直接影響を及ぼすものである。これだけの大規模事業であるため、採算性の視点から考えても、**事前の接続意思確認は必要である**と考える。是非事業の採算性を見極めてやっていただきたい。

平成22年12月25日

工業排水の接続がなされないと**事業の採算が厳しくなる**ことに留意する必要がある。

平成26年1月28日

まず、規模の決定に当たり、処理水量を把握する必要があるため、**接続意向を把握する必要がある**。その際、**排水量が多い企業は料金負担が大きくなるので、きちんとその旨を説明すべき**である。処理水量は、最終的に財政的な問題に直結するものである。

田川市も接続意向調査 の実施を表明している

平成24年5月8日

終末処理場の見通しがある程度ついた後、工業団地の接続意向を調査したいと考えている。その結果によっては全体計画の見直しの可能性もあると考えている。

平成26年4月7日

白鳥工業団地は、水量、使用料収入ともに非常に大きいため、新たな構想等にどのように盛り込むかが重要である。

(福岡県「いずれかの時点で接続対象とするのかをはっきりさせるのか」)

いずれかの時点ではっきりさせる必要があると考えている。

出典：福岡県と田川市の公共下水道に関する協議録

《近隣市の下水道料金比較》

・直方市

基本水量	基本料金	従量水量および従量料金 (1㎡につき)							
10㎡まで	1,400円	11～20㎡ 180円	21～30㎡ 190円	31～40㎡ 200円	41㎡～50㎡ 220円	51㎡～200㎡ 240円	201㎡～500㎡ 260円	501㎡～2000㎡ 280円	2001㎡以上 300円

・行橋市

基本水量	基本料金	従量水量および従量料金 (1㎡につき)				
10㎡まで	1,620円	11～20㎡ 184円	21～30㎡ 205円	31～40㎡ 227円	41㎡～50㎡ 248円	51㎡～ 270円

・飯塚市

基本水量	基本料金	従量水量および従量料金 (1㎡につき)			
0～10㎡	1,359円 72銭	11～20㎡ 167円40銭	21～50㎡ 223円56銭	51～100㎡ 306円72銭	101㎡～ 328円32銭

・中間市

基本水量	基本料金	従量水量および従量料金 (1㎡につき)		
10㎡まで	770円	11～20㎡ 145円	21～30㎡ 205円	31㎡～ 280円

・豊前市

基本水量	基本料金	従量水量および従量料金 (1㎡につき)					
10㎡まで	1,400円	11～20㎡ 160円	21～30㎡ 170円	31～40㎡ 180円	41㎡～50㎡ 190円	51㎡～100㎡ 200円	100㎡～ 210円

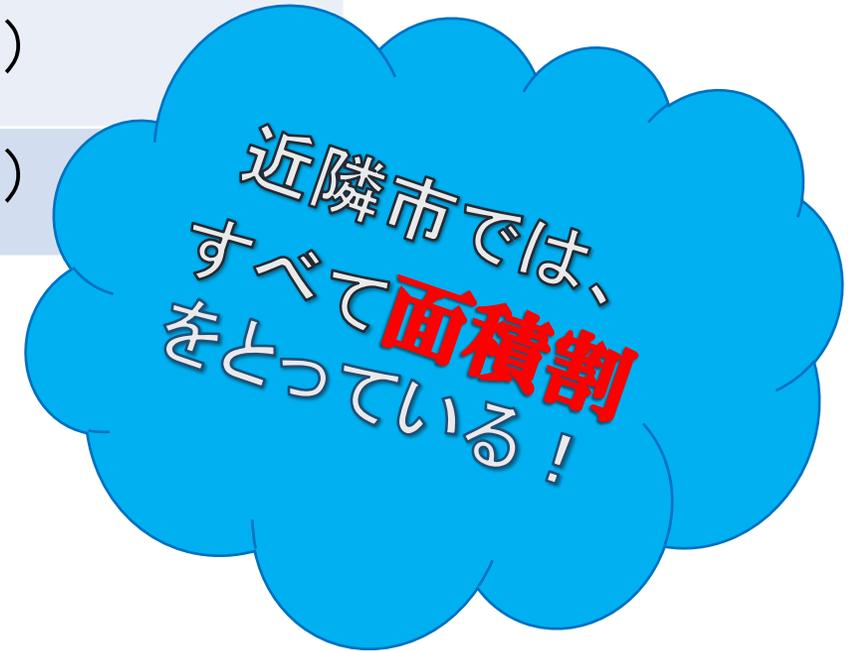


《近隣の受益者負担金比較》

直方市	600円/m ² (100坪あたり19万8000円)
行橋市	600円/m ² (100坪あたり19万8000円)
飯塚市	292円/m ² (100坪あたり9万6360円)
中間市	500円/m ² (100坪あたり16万5000円)
豊前市	500円/m ² (100坪あたり16万5000円)

工場など大規模な土地の場合 受益者負担金が多額となる

受益者負担金が600円/m²の場合
600円 × 1000坪 (3300m²) = 198万円
600円 × 2000坪 (6600m²) = 396万円
600円 × 3000坪 (9900m²) = 594万円



全体計画策定に際して 前回の全体計画の問題点の解決が必要

- 財政計画が**70年**という途方もない期間設定
- 事業用排水収入を**過大**に計算していること
- 工事単価比較がなぜか**昭和40年代**建設当時のもの
- 管渠の更新費用、再整備費用が著しく**過小**
- 接続率が**過大**
- 維持管理費が**60年以上にわたり一定**
- 市営住宅の受益者負担金の「**かくれ負担**」
- 下水道整備によって生じる**一般会計負担が不明**
- 下水道整備によって生じる**上水道事業負担が不明**

平成26年3月25日協議録での田川市の意見

「本市の場合、新マニュアルに基づく見直し要素以外にも、一般質問で指摘を受けた事項もあり、これらを整理した場合、処理水量が大きく減少する可能性もある」

など



これが豪雨になると



2013年8月30日
降雨量47.0mm

身内谷川周辺は、今でも浸水被害が起きている

もっとも狭い写真の部分では、幅2.8×深さ1.5m。

ここに1時間最大で513.2トンもの処理水が排水される(これは25mプール約1杯分(約540トン)の水とほぼ同じ水量)

また、この流量はもちろん雨量が考慮されておらず、河川氾濫を招く危険性が極めて高い。また、排水するとしても大規模な河川改修、糸田町や国土交通省等への合意等、懸案が山積みとなっている。

平成25年4月18日協議録での福岡県の意見

「放流先が糸田町となるため、糸田町の同意も必要だと思われる」

「糸田町側が浸水したということであるので同意取得が容易ではなさそうである」

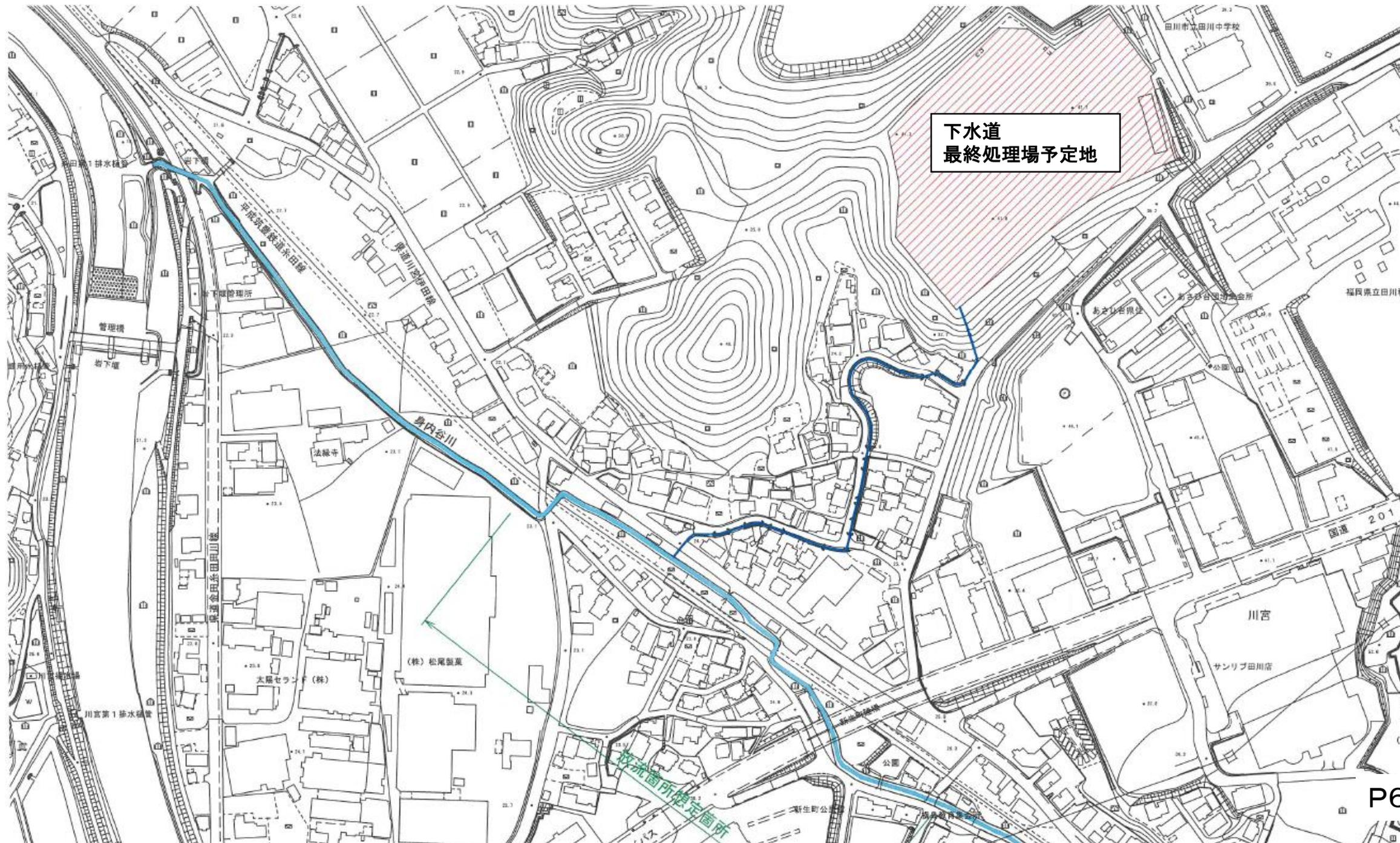
「放流先の問題は先に解決しておく必要がある」

平成25年12月25日協議録での福岡県の意見

「河川管理者(国交省)との協議は簡単ではない」

「調整池やポンプ場などの対応策を示す必要がある」





下水道
最終処理場予定地

放流箇所予定箇所

都道府県マニュアルは 市域全体の水処理の早期実現を求めている

今回の都道府県マニュアルの特長

- ・国土交通省・農林水産省・環境省の3省合同マニュアルであること。
- ・水処理地域の「10年概成」(各種汚水処理施設の整備がおおむね完了すること)
- ・「汚水処理施設」とは下水道のみならず、集落排水、コミュニティ・プラント、浄化槽等3省が管轄するすべての汚水処理施設を指す。
- ・10年概成にむけたアクションプランの作成と進捗管理の徹底。
- ・整備に長期間要する地域については、早期に汚水処理が概成可能な手法を導入するなど弾力的な対応を検討。
- ・接続意向調査の実施や住民説明会の実施等、住民ニーズを十分に把握
- ・人口減少を十分に加味し、「従来の考え方にとらわれることなく(汚水処理手法について)柔軟に設定することが望ましい」。
- ・建設費や維持管理費などの費用関数の大幅な変更。

田川市も公共下水道整備だけではなく、市域全体の水処理の早期概成にむけた取り組みの具体化が必要

